

令和7年度「キラリ！みやぎの農業」体感・就農促進業務
企画提案書作成等に関する質問への回答

No.	質問	回答
1	仕様書3(3)イ(イ)「職業としての農業体験コース」について、「青年層を対象」とある。雇用関係のある働き方においては、労働施策総合推進法第9条の規定により、年齢制限をかけた募集（雇用契約あり）はできないものであることを踏まえると、このコースは雇用関係を前提にしていないのか。または、雇用関係のあるものも認めた上で、青年層以外の者が対象者に一定含まれることを許容するものか。	仕様書3(3)イ(イ)「職業としての農業体験コース」では、雇用関係を前提とした企画提案も想定しています。 雇用関係を前提とした場合、年齢制限をかけた募集はできないため、青年層以外の者が一定含まれることは許容します。
2	仕様書3(3)イ(ロ)「農業の魅力体感コース」について、「女性を対象」とするとある。雇用関係のある働き方においては、職業安定法により性別を限定した募集は原則できないものであることを踏まえると、このコースは雇用関係を前提にしていないのか。または、雇用関係のあるものも認めた上で、女性以外の者が対象者に一定含まれることを許容するものか。	質問No.1同様、雇用関係のある企画提案も想定しています。 この場合も同様に女性を限定した募集はできないため、女性以外の者が対象者に一定含まれることを許容します。 なお、コース内容については「女性」を意識した企画を御提案ください。
3	仕様書3(3)ロの「インターンシップ」の要件・定義を教えてください。	当該業務における「インターンシップ」は、「将来の就農を前提とした農業現場での就業体験」としています。 上記を踏まえた提案であれば要件は問いません。
4	仕様書3(5)イの参加者に対して県が実施する追跡調査に協力する承諾を得ることとあるが、承諾することを参加するための条件として提示しなければいけないのか。	県が実施する追跡調査について、承諾することを参加するための条件とはしていません。
5	仕様書3(5)ロの参加者に対しSNS等へ投稿するよう誘導することとあるが、SNSへの投稿を参加するための条件として提示しなければいけないのか。	参加者に対して、SNS等への投稿を条件としていません。
6	仕様書3(7)フォローアップ参加者の事業目標について、2回目のフォローアップ交流会の目標はインターンシップの参加実人数の5割とあるが、2回目においては「職業としての農業体感コース」、「農業の魅力体感コース」の参加者かつインターンシップ不参加者は対象外になるということか。	「職業としての農業体感コース」、「農業の魅力体感コース」の参加者かつインターンシップ不参加者は、2回目のフォローアップ交流会に参加可能ですが、目標数としては「インターンシップ」の参加実人数の5割です。
7	①及び②で「雇用関係のあるものを認める」旨の回答があることを前提とした質問です。「職業としての農業体感コース」、「農業の魅力体感コース」について、参加者を受託者が雇用し、職業としての農業体験、魅力体験の機会を提供する場合に、参加者への報酬を見積りに計上することは可能か。	受託者が参加者を雇用した場合、受託者と参加者が雇用関係になることとなるので、参加者への報酬をどのように処理するのか整理した上で、企画を御提案ください。
8	①及び②で「雇用関係のあるものを認める」旨の回答があることを前提とした質問です。「職業としての農業体感コース」、「農業の魅力体感コース」について、参加者を受入事業者が雇用し、職業としての農業体験、魅力体験の機会を提供する場合に、雇用するために受入事業者が利用したサービスの手数料を見積りに計上することは可能か。	質問No.7同様、参加者を受入農業者が雇用した場合、受入農業者が利用したサービスの手数料をどのように処理するのか整理した上で、企画を御提案ください。